

# 後期高齢者医療制度の保険料率が変わります

平成26年度から後期高齢者医療保険の保険料率が変わります。保険料率は、2年ごとに見直すもので、岡山県内均一となります。

また、保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

## ○岡山県後期高齢者医療広域連合の保険料率(平成26・27年度)年額(下図)

※一人当たりの保険料は、1000円未満切り捨てます。

※所得とは、雑(年金)所得、事業所得、給与所得、譲渡所得などの合計額をいいます。

(遺族・障害年金等は除く。)

※平成26年度以降の保険料の賦課限度額が57万円になります。



一人当たりの 保険料 (限度額57万円)	=	均等割額  46,300円	+	所得割額  (所得-33万円)×9.15%(所得割率)
----------------------------	---	---------------------	---	-----------------------------------

### ○保険料の軽減措置

#### 【均等割額軽減の基準】

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の「均等割額」が軽減されます。(下表)

※軽減の判定は、賦課期日現在で行われます。

※軽減割合が7割軽減に該当する世帯は、当分の間均等割額が8.5割軽減となります。

※被扶養者であった人に対する特例

後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前に健康保険組合や協会けんぽ、共済組合など(国民健康保険や国民健康保険組合は除く。)の被扶養者であった人は、保険料の「均等割額」が5割軽減され、「所得割額」はかかりません。

**ただし、当分の間特例として均等割額が9割減額されます。**

#### 【所得割額軽減の基準】

「賦課決定通知書」の「賦課のもととなる所得金額(下部に記載している、保険料の所得割額の計算式で言うと、所得-33万円の金額)」が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

詳しくは、市町村担当課又は岡山県後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

### お問い合わせ先

鏡野町 保健福祉課  
岡山県後期高齢者医療広域連合  
電話(0868)54-2986  
電話(086)245-0090

軽減割合	世帯主及びその世帯の被保険者の合計総所得金額等が下記の金額以下の世帯
9割軽減	基礎控除額(33万円)を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得がない場合)
7割軽減※	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数
2割軽減	基礎控除額(33万円)+45万円×被保険者数